

令和8年10月1日
古川信用組合

男女雇用機会均等法の改正に伴う対応について

男女雇用機会均等法の改正（令和8年10月1日施行）により、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されたことに伴い、当組合は、当組合への就職を希望、検討する方々（以下「求職者等」）の人格および尊厳を尊重するとともに、求職者等が安心して就職活動を行うことができるよう、求職活動等に関するルールや相談窓口を下記のとおり定めることとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 面接その他の面談は、原則として複数の担当者により実施する。やむを得ず一対一で実施する場合は、当組合が指定した場所、方法及び時間により行う。
2. 面談の予定時間及び実施場所は、あらかじめ適切な時間及び場所を定めておくこととし、必要性なく面談時間を延長し、又は実施場所を変更してはならない。
3. 求職者等との連絡は、当組合が指定した電子メール、電話、採用管理システムその他の連絡手段を使用することとし、個人の SNS アカウント、私用メールアドレスその他当組合が指定していない手段を用いて連絡し、又はアカウントを交換してはならない。
4. 求職者等との飲食は、採用活動上の必要性があり、当組合が承認した場合に限る。
5. 本文に定めのない事項については、当組合のハラスメント関連規程に基づき対応する。

【採用活動におけるセクシュアルハラスメントに関する相談窓口】

窓口	総務部リスク統括課
電話番号	0229 - 21 - 7666
受付日	月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く）
受付時間	9：00～17：00

以 上